



# 島根県報

令和6年6月4日（火）  
第520号  
（毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【公 告】

令和6年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬事衛生課) 2

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管  
理業務に係る随意契約の相手方等 (病 院 局) 3

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支  
援サービス業務に係る随意契約の相手方等 ( " ) 3

島根県立中央病院仮想基盤・仮想デスクトップ基盤保守運用業務に係る随意契  
約の相手方等 ( " ) 4

情報ネットワーク保守運用業務に係る随意契約の相手方等 ( " ) 4

### 【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施 (警 察 本 部) 5

### 【労委告示】

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲  
の認定 8

## 公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和6年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

令和6年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 試験日時

令和6年10月22日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 試験場所

松江市東津田町1741番地1 島根県松江合同庁舎

### 3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

### 4 試験科目

試験は、次の科目について筆記試験により行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

### 5 受験願書の請求先

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書きし、84円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

なお、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

### 6 受験願書の受付期間

令和6年7月26日（金）から同年8月8日（木）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留によることとし、8月8日までの日付の消印があるものを有効とする。

### 7 受験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

### 8 提出書類

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真を貼り付けること。） 1通

### 9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

### 10 合格者の発表

令和6年11月29日（金）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

## 11 その他

- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課（電話0852-22-6529）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年6月4日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

## 1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社島根支社 岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤 勝治 松江市学園南二丁目10番14号

## 5 随意契約に係る契約金額

153,907,776円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年6月4日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

## 1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 松江市学園南二丁目10番14号

- 5 随意契約に係る契約金額  
79,064,040円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年6月4日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 役務の名称及び数量  
島根県立中央病院仮想基盤・仮想デスクトップ基盤保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社N T Tデータ中国 代表取締役 三島 徹 広島県広島市南区比治山本町11番20号
- 5 随意契約に係る契約金額  
62,395,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年6月4日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 役務の名称及び数量  
情報ネットワーク保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社NTTデータ中国 代表取締役 三島 徹 広島県広島市南区比治山本町11番20号

5 随意契約に係る契約金額

44,905,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第17号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

令和6年6月4日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	令和6年7月17日（水）から同月19日（金）まで及び同月23日（火）から同月26日（金）まで	9：00～17：00 （7月24日及び同月25日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	令和6年7月17日（水）から同月19日（金）まで及び同月23日（火）から同月26日（金）まで	9：00～17：00 （7月23日は12：00まで、同月24日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	令和6年7月17日（水）から同月19日（金）まで及び同月23日（火）から同月26日（金）まで	9：00～17：00 （7月23日は12：00まで、同月24日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	令和6年7月17日（水）から同月19日（金）まで、同月23日（火）、同月25日（木）及び同月26日（金）	9：00～17：00 （7月23日は12：00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	令和6年7月23日（火）から同月26日（金）まで	9：00～17：00 （7月23日は13：00～17：00、同月24日及び25日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	令和6年7月24日（水）から同月26日（金）まで	9：00～17：00 （7月24日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	令和6年7月24日（水）から同月26日（金）まで	9：00～17：00 （7月24日は13：00～17：00）	
法第2号第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	令和6年7月25日（木）及び同月26日（金）	9：00～17：00	

## 4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号  
20人程度
- (2) 新規取得講習2号  
15人程度
- (3) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号  
5人程度
- (4) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号  
10人程度
- (5) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号  
5人程度

## 5 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員で

あって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手續に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(イ) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
新規取得講習 (1号、2号、3号及び4号)	令和6年6月17日（月）から同月21日（金）まで	9：00～11：30及び13：30～17：00
追加取得講習 (1号、2号、3号及び4号)		

イ 受講者の決定等

(イ) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(ロ) アの(イ)の受付期日満了後の令和6年6月24日（月）、予約専用電話に電話をかけた者に対して受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(ウ) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(エ) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(オ) アの(ウ)の予約を行い、又はイの(イ)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したこととはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(イ)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

令和6年6月25日（火）から同月28日（金）まで及び同年7月1日（月）の午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(ウ) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

(エ) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

ア 5の(1)のウに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備

業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

e 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ウ) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

### (3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

## 7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

## 8 その他

(1) 修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時50分頃に、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分頃に講習の受付を行う。

## 9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3032)又は島根県内の各警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

# 労 働 委 員 会 告 示

## 島根県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定により、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を、令和6年5月23日次のとおり認定したので告示する。



地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（令和5年島根県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

令和6年6月4日

島根県労働委員会会長 原 市

島根県企業局の職員が結成し、又は加入する島根県企業局職員労働組合については、当該企業局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長 次長 総務課長 経営課長 経営課調整監 施設課長 施設課室長 施設課上席調整監 工業団地整備室長 工業団地整備室調整監 総務課課長補佐（総括）
東部事務所	所長 副所長
西部事務所	所長 副所長